福岡県訓令第二号

けさせることをいう。)のため勤務しな

いことが相当であると認められるとき。

を行うこと又は疾病の予防を図るために

その子に予防接種若しくは健康診断を受

第 平 三 成 T. + Ŧi. 六 百 年 七  $\equiv$ 十 七 号

増 刊

目 次

訓 令 (第 号

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓

入

事

課

再

掲

○福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 港

湾

課

令

訓

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出先機関

本

庁

平成二十六年三月七日

岡県知事 小

Ш 洋

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程 (昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号) の一部を次のように

改正する。

金曜日

別表中

子を含む。以下同じ。)の看護(負傷し に達するまでの子(当該職員の配偶者の 職員が、その養育する中学校就学の始期 若しくは疾病にかかったその子の世話

平成26年3月7日

る中学校就学の始期に達するまで の子が二人以上の場合にあっては 十日 の年において五日(その養育す の範囲内の期間

を

福岡県規則第六号

平成二十六年二月二十八日

福岡県港湾施設管理条例施行規則

(昭和五十一年福岡県規則第四十四号)

0)

部を次

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

月 七 **(2)** 日 義務教育終了前の子(配偶者の子を含む 子の看護(負傷し、若しくは疾病にかか ったその子の世話を行うこと又は疾病の 以下同じ。)を養育する職員が、当該

相当であると認められるとき。 予防を図るためにその子に予防接種若し る行事への参加のため勤務しないことが くは健康診断を受けさせることをいう。 又は当該子が在籍する学校等が実施す

内の期間 る場合にあっては、十日)の範囲 計して得られた日数が十日を超え を合計して得られた日数(当該合 区分に応じ当該各号に定める日数 一の年において次の各号に掲げる

る中学校就学の始期に達する あっては、十日) までの子が二人以上の場合に までの子 五日(その養育す 中学校就学の始期に達する

に改め、

同

前号に掲げる子以外の子

三日(その養育する前号に掲 場合にあっては、六日) げる子以外の子が二人以上の

表備考中第二号を第三号とし、 第一号の次に次の一号を加える。

二 この表中 実施する入学 「学校等が実施する行事」とは、 園 式 卒業 (園) 式、 家庭訪問、 保育所、 授業 幼稚園、 (保育) 小学校及び中学校が 参観、 運動会、 学

則

芸会その他これらに類するものをいう。

この訓令は、 平成二十六年四月一日から施行する。

掲

再

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和) 一十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同

福岡県知事

小 Ш

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 洋

每週火金曜日 定期発行日

福岡市博多区東公園7番7号 福岡市博多区奈良屋町3番1号 福岡県 総務部 久 野 印 刷 〒 812 − 8577 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) 株式会社 〔作成〕 〒812-0023 (電話 092-262-5726)

第 (経過措置) (経過計量) (経過計量

条例第一号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) (経過措置)